

生活保護「水際作戦」の手口

国会終盤、参院で自民、公明、民主、維新、みんな、生活各党が成立を狙う生活保護法改悪案。申請者を追い返す違法な「水際作戦」を合法化しようとするものです。今でも深刻な「水際作戦」その手口や背景を専門家に聞く。

坂本健吾記者

「窓口での追い返しは日常化しています。こう強調するのはNPO法人自立生活サポートセンター・もやいの稲葉センタ―。もやいの稲葉剛理事長です。20年間、約3千人の生活保護申請に同行してきました。

親族に扶養を

稲葉さんは「一番多いのは、『親族に養ってもらえない』というものです。だ」と指摘します。母子家庭の人には「別



稲葉剛さん

生活保護法改悪案 生活保護法改悪案は、申請時の書類提出を申請者に原則義務付け、親族による扶養義務も強化します。衆院では自民、公明、民主、維新、みんな、生活各党の賛成多数で可決（日本共産党は反対）し、参院で審議中です。

合法化ねらう改悪法案



安倍内閣が閣議決定した「骨太の方針」に対し「社会保障の切り捨てをやめろ」と訴える人たち。右端は稲葉さん。14日、首相官邸前

DV(配偶者間暴力)の被害者に対し、「家族に連絡を取る」と言うケースも。自治体が特定され、子どもが学校から連れ去られそうになったこともある」と話します。

「働けるから」

次に多いのが「働けるからだめ」というものです。生活保護は、働くことが可能かどうかではなく、現実働く場がない場合は受けさせなければいけません。しかし、

住居見つけて

さらに、住居を失い、路上やネットカフェなどで生活する人が、「行政区域内に住居がないとだめ」「住まいを見つけてきて」と追い返されるケ

廃案に追いこむ必要

稲葉剛さんの話

生活保護法改悪案は、申請者の親族の収入や資産の調査権限を拡大するなど、扶養義務を強化します。窓口での追い返しが増えることが懸念されます。また、生活保護を申請することで、親族の収入や資産が丸裸にされ

ることになれば、申請の抑制につながります。日本政府は、国連から「生活保護の申請手続きの簡素化」や「スティグマ(恥辱)の解消」を勧告されています。それと正反対のことをやろうとしているのです。生活保護法改悪案は廃案に追いこむ必要があります。

「働ける人は生活保護の対象にならない」「高齢者、障害者、病気で働けない人の制度」と言っている。稲葉さんは強調します。「わずかな収入のワーキングプア(働く貧困層)や年金受給者に、『それで頑張っって何とかしなさい』ということもある。収入や資産が基準以下であれば生活保護を受けられるのだ」

「そもそもこれも本当は、住まいがなければ保障しなければなりません。家がある人でも、家賃が住宅扶助(生活保護で支給される家賃)の基準より高いという理由で、生活保護を拒否するケースも。この場合でも、まずは申請を受け付け、家賃の安いところを引っ越す費用を出すのが本来のやり方だ」と稲葉さんは批判します。

元夫に養ってもらえない

「水際作戦」の背景には何があるのか。三つの問題がある



田川英信さん

と指摘するのは、東京自治体労働組合総連合(東京都自治労連)の田川英信書記長です。生活保護のケースワーカーを長く務めました。

厚労省の圧力

一つは、「厚生労働省の圧力」です。同省は、

「窓口での追い返しは日常化しています。こう強調するのはNPO法人自立生活サポートセンター・もやいの稲葉センタ―。もやいの稲葉剛理事長です。20年間、約3千人の生活保護申請に同行してきました。」

全国福祉事務所長会議などで生活保護を受ける世帯の割合(保護率)を自治体ごとに比較。「保護率が高いところは仕事をしていたのか」と強調してきたと言います。

「同省の監査も、『不祥事のほか、保護率が伸びている所を対象に実施

している。この人は必要なかった』調査が甘いと指摘している」と田川さんは明かします。

自治体の圧力

二つめは、「自治体の圧力」です。生活保護費の4分の3は国庫負担ですが、4分の1は自治体負担。「自治体によって保護率が高いと財政負担から圧力がかかる」と

弱い執行体制

三つめは、「福祉事務所の執行体制の弱さ」です。「職員の在任期間が短く平均1年半の自治体や、新規採用者を回す自治体もあり、経験が蓄積されない。研修も不十分で、口伝えの自治体もある」と田川さん

ケースワーカーの担当件数も多く、1人で160世帯の自治体もあると言います。

田川さんは強調します。「根本的には厚労省が、生活保護基準以下で保護を受けていない漏給をなくす立場に立つこと、保護費は全額国庫負担とすることで、福祉事務所の執行体制を強化することが必要なのです」

背景に三つの問題

「窓口での追い返しは日常化しています。こう強調するのはNPO法人自立生活サポートセンター・もやいの稲葉センタ―。もやいの稲葉剛理事長です。20年間、約3千人の生活保護申請に同行してきました。」

「働ける人は生活保護の対象にならない」「高齢者、障害者、病気で働けない人の制度」と言っている。稲葉さんは強調します。「わずかな収入のワーキングプア(働く貧困層)や年金受給者に、『それで頑張っって何とかしなさい』ということもある。収入や資産が基準以下であれば生活保護を受けられるのだ」